

令和2年度 安曇野市 住宅に関する助成制度等のご案内

安曇野暮らしのための支援制度をご活用ください！！

市では、自然環境に配慮した暮らしの支援や、市民のみなさんの安全・安心な暮らしの支援のため、住宅関連のさまざまな補助制度を実施しています。

また、市に移住される方や空家所有者の方への補助も行っています。



安曇野へ移住される方、空家をお持ちの方を支援します！

安曇野市へ移住したい

☞ 移住促進空家改修事業補助金

安曇野市にある空家を片付けたい・改修したい・解体したい

☞ 空家整備流通促進事業補助金

①片付け清掃補助 ②貸家リフォーム補助 ③空家解体補助

環境や家計に優しい生活の支援をします！

新エネルギーの活用により自然環境を保全したい

☞ 住宅用太陽光発電システム設置補助金

資源を循環させ、家計の節約にもつなげたい

☞ 住宅用雨水貯留施設設置補助金

☞ 生ごみ処理機器等購入費補助金

市民のみなさんの安全・安心な暮らしを支援します！

地震災害に備えたい

☞ 住宅耐震改修促進事業

居住環境を改善し、日常生活の利便性を向上したい

☞ 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

☞ 身体障害者住宅等整備事業

緑化を推進し、緑豊かな心安らぐ景観を育てたい

☞ 緑化推進記念樹等交付

☞ 生垣設置等補助金



助成制度には、それぞれ条件があります。

詳細は、次のページをご覧ください ☞

助成制度のご案内

申請の際には、必ず補助金交付要綱をご確認いただくか、担当課にお問い合わせください。

補助事業名	申請できる方	対象となる経費	補助額	担当課 (裏面を参照)
住宅耐震改修促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅を所有している方 ・所得制限が制限金額以下の方（給与所得のみの場合収入金額1,442万円以下） 	住宅の耐震対策のための工事費、耐震診断費用、耐震設計費用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震補強工事 2分の1以内（上限100万円） ・耐震診断 【木造在来工法の住宅】 市が実施するため無料 【木造在来工法以外の住宅】 3分の2以内（上限8万9千円） ・木造在来工法以外の住宅の耐震設計 3分の2以内（上限20万円） 	⑨ 建築住宅課 住宅係
緑化推進記念樹等交付	令和元年度中に、市内に住宅を新築又は取得した方		同一敷地内を1軒とみなし記念樹等2本	⑧ 建築住宅課 建築景観係
生垣設置等補助金	生垣を設置しようとする市民等で、他の法令等の規定により、補助または補償を受けていない方	生垣の設置に必要な、苗木、土、肥料及び支柱に係る費用及び造園業者等への委託費用※1	対象経費の2分の1以内（上限5万円）	
ブロック塀撤去補助金	上記の生垣設置補助を受ける市民等で、他の法令等の規定により、補助または補償を受けていない方	ブロック塀の解体、運搬、処分費及び請負費用	対象経費の2分の1以内（上限15万円）	
住宅用太陽光発電システム設置補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住するための住宅※2に対象システムを設置する方 ・申請年度の指定する日までに対象システムの設置と電力会社との電灯契約等が完了する方 	住宅用太陽光発電システム設置費用※3	1kWあたり2万円×太陽電池の最大出力値（上限10万円）	④ 環境課 環境政策係

いずれの助成制度も、原則として住宅所有者の申請が必要です。また、市内に住所を有し、市税に滞納がないことが条件となります。（移住・空家補助金は市外在住者も可。）

※1 対象となる生垣については、詳細な条件があります。

※2 住宅に、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものも含まれます。

※3 住宅の屋根等に設置した低圧配電線と逆潮流有りで連結し、かつ、太陽電池の最大出力値が10kW未満のシステムが対象です。

補助事業名	申請できる方	対象となる経費	補助額	担当課 (裏面を参照)
住宅用雨水貯留施設設置補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住するための住宅※2に雨水貯留施設を設置する方 ・母屋の他、同一敷地内の物置等に設置した場合も補助対象 	雨水貯留施設の設置に要する費用	対象経費の2分の1以内 <ul style="list-style-type: none"> ・100ℓ以上500ℓ未満の場合（上限2万5千円） ・500ℓ以上、または、合併浄化槽等から転用した場合（上限5万円） 	⑤ 環境課 環境保全係
合併処理浄化槽設置事業	補助対象区域において <ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅に合併処理浄化槽を設置する方 ・合併処理浄化槽が新たに設置された専用住宅を購入する方 ※既設合併処理浄化槽を更新する場合は除く	合併処理浄化槽の設置費用	地域・規模（処理対象人員）に応じて設置費用の一部を定額補助	
移住促進空家改修事業補助金	市の空き家バンクに登録してある物件を購入し、改修してそこに居住する移住者※4	空家の改修工事費用	改修費用の3分の1（千円未満切り捨て：上限40万円）	⑥ 環境課 空家対策室
空家整備流通促進事業補助金	◆片付け清掃補助 市内の空家となっている建物の所有者	空家の荷物の片付け、庭木の伐採、ハウスクリーニング等の費用※5	片付け等費用の3分の1（千円未満切り捨て：上限10万円）	
	◆貸家リフォーム補助 市内の空家となっている建物の所有者	空家の改修工事費用※6	改修工事費用の3分の1（千円未満切り捨て：上限40万円）	
	◆空家解体補助 市内の空家となっている建物又はその敷地の所有者	空家の解体工事費用※7	解体工事費用の3分の1（千円未満切り捨て：上限50万円）	
下水道接続促進補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・排水区域内で排水設備工事（新築又は建替えを除く。）を行う方 ・同一世帯の住民税の合計税額が5万円以下の世帯の方 	下水道等へ接続するための工事費用	対象工事費の1割以内（上限10万円）	③ 下水道課 維持管理係

- ※4 令和2年6月1日以降に安曇野市へ転入した方に限ります。
 ※5 空家を片付けた後に市の空き家バンクに登録することが条件となります。
 ※6 工事後に市の空き家バンクに賃貸住宅として登録することが条件となります。
 ※7 原則として解体後の敷地を一戸建て用地として売却することが条件となります。

補助事業名	申請できる方	対象となる経費	補助額	担当課 (裏面を参照)
生ごみ処理機器等購入費補助金	生ごみを減量化する目的のため購入する方（事業所、店舗を含む）	生ごみ処理機購入費（1世帯又は1事業所あたり1基）※8	購入費の2分の1（上限3万円）	⑦ 廃棄物対策課 廃棄物対策担当
		生ごみ処理容器購入費（1世帯又は1事業所あたり2基まで）※8	購入費の3分の2（1基につき上限3千円）	
草木粉碎機購入補助	草木を減量化する目的のため粉碎機を購入する方（事業所、店舗を含む）	草木粉碎機購入費（1世帯又は1事業所あたり1基）※8	購入費の2分の1（上限1万円）	
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	65歳以上の要介護、要支援の認定を受けている方で、住宅改修が必要な方。かつ、前年の同居する家族全員の住民税所得割が非課税の方（過去にこの要綱による補助金交付を受けている場合対象外）	段差解消、手すりの取付け、洋式便器への取替えなどの工事の経費で改良により利便が図られるもの※9	対象工事費用の10分の9（上限63万円）	① 長寿社会課 長寿福祉係
身体障害者住宅等整備事業	65歳未満の身体障害者又は65歳未満の障害者と生計を一にする方※10 前年の所得税額の合計が世帯全体で8万円以下	身体障害者の日常生活の利便性を目的とした住宅等の整備に関する工事費用 改修着工済後は対象外	対象工事費用の10分の9（上限63万円） ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、63万円から当該交付額を減じた額	② 福祉課 障がい福祉担当

※8 補助金を受けてから5年以上経過し、当該装置が使用不能になった場合は、買換えに係る経費も対象となります。

※9 介護保険の住宅改修と併用して補助が受けられます。ただし、改修着工済後は対象外です。

※10 障害の程度が4～6級の場合は、単身か、常時介護を受けることができない方に限ります。

申請・問い合わせ先

安曇野市役所
〒399-8281
長野県安曇野市豊科6000番地
電話番号 0263-71-2000（代表）



課名	窓口	電話番号 FAX番号	電子メール
① 長寿社会課長寿福祉係	1階 13番窓口	Tel : 71-2254 Fax : 71-2328	cho-chojufukushi @city.azumino.nagano.jp
② 福祉課障がい福祉担当	1階 14番窓口	Tel : 71-2251 Fax : 71-2328	sha-shougai @city.azumino.nagano.jp
③ 下水道課維持管理係	2階 3番窓口	Tel : 71-3182 Fax : 72-3176	gesuido @city.azumino.nagano.jp
④ 環境課環境政策係	2階 5番窓口	Tel : 71-2492 Fax : 72-3176	kankyou @city.azumino.nagano.jp
⑤ 環境課環境保全係	2階 5番窓口	Tel : 71-2491 Fax : 72-3176	kankyou @city.azumino.nagano.jp
⑥ 環境課空家対策室	2階 5番窓口	Tel : 71-2011 Fax : 72-3176	kankyou @city.azumino.nagano.jp
⑦ 廃棄物対策課 廃棄物対策担当	2階 6番窓口	Tel : 71-2490 Fax : 71-5155	haikibutsutaisaku @city.azumino.nagano.jp
⑧ 建築住宅課建築景観係	2階 15番窓口	Tel : 71-2242 Fax : 72-3569	kenchikujuutaku @city.azumino.nagano.jp
⑨ 建築住宅課住宅係	2階 15番窓口	Tel : 71-2245 Fax : 72-3569	kenchikujuutaku @city.azumino.nagano.jp